

柏市消費者教育推進計画

施策展開の見直しについて

P2 3 計画の対象期間

計画の期間は、平成30年度から平成34年度(2022年度)⇒令和7年度(2025年度)までの5⇒8年間とします。

和暦(年)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
西暦(年)	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
柏市第五次総合計画	前期基本計画					柏市経営戦略方針(後期基本計画)				
柏市消費者教育推進計画	柏市消費者教育推進計画									

P20 4 数値目標(成果指標)

本計画を推進する効果の指標として、目標年までの数値目標を以下のとおりとします。なお、計画策定4年目(33年度(2021年度))⇒最終年度の前年(令和6年(2024年))にアンケート調査を行い、その数値を測るものとします。

P20 5 年度別重点推進領域

	年度	特に推進する領域及び対象	推進方法
1年目	30-2018年度	・「契約・金銭管理・生活設計」 「情報社会対応」 ・高齢者, 幼児期～高校生期を中心に	・インターネットを使った効果的な周知の確立(市民・学校教職員向け) ・学校教職員への研修講座開催の検討 ・市民向け啓発チラシの見直し, 検討 ・高齢者見守り体制の確立
2年目	令和元-2019年度	・「契約・金銭管理・生活設計」 「情報社会対応」 ・高齢者, 幼児期～高校生期を中心に	・チラシ, リーフレット配布先の拡充(小・中・高等学校, 大学, 幼稚・保育園, 事業所等) ・市民向け消費者講座の拡充 ・インターネットトラブル対応の拡充 ・高齢者見守り体制の拡充
3年目	令和2-2020年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・連携先及び相談先のデータベース化 ・前期2年間を振り返り, 未実施部分について見直し検討・実施
4年目	令和3-2021年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・ <u>推進の効果を計るアンケート調査の実施</u> ・ <u>次期計画策定に向けての検討開始</u> ↓ ・柏市経営戦略方針(第五次総合計画 後期基本計画)との調整
5年目	令和4-2022年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・ <u>次期計画策定の協議, 年度末に策定</u> ↓ ・柏市経営戦略方針(第五次総合計画 後期基本計画)との連動(延長した3年分の主要事業の目標値設定)
6年目	令和5-2023年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・学校教育等における消費者教育の推進 ・地域・家庭における消費者教育の推進 ・職域における消費者教育の推進
7年目	令和6-2024年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・学校教育等における消費者教育の推進 ・地域・家庭における消費者教育の推進 ・職域における消費者教育の推進 ・ <u>推進の効果を計るアンケート調査の実施</u> ・ <u>次期計画策定に向けての検討開始</u>
8年目	令和7-2025年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・学校教育等における消費者教育の推進 ・地域・家庭における消費者教育の推進 ・職域における消費者教育の推進 ・ <u>次期計画策定の協議, 年度末に策定</u>

1 ライフステージや場に応じた体系的な消費者教育の推進

【P22】 (1) 学校教育等における消費者教育の推進

具体的な施策		策定時 (H29)	(H30)	(R元)	(R2)	(R3)	当初目標 (R4)	見込 (R4)	目標 (R7)
1	各教科等における体系的な消費者教育の推進	既存実施	R元年度実施に向けた検討	実施 (授業実践6回)	R3年度実施に向けた検討	授業実績 小学校5校 中学校5校 高校 3校	全教職員への周知徹底、活用方法の見直し	翌年度の授業実践に向け、「柏市消費者教育推進連絡会」にて検討	授業実践 小学校5校 中学校5校 高校3校
2	「柏市消費者教育推進連絡会」の開催及び教員の消費者教育に対する関心を高め、研修に参加できるような環境を整え、適切な教材、資料を提供することによって児童、生徒への浸透を図る	・3回開催 ・委員は、小・中・高等学校の教職員で構成 ・「消費者教育フェスタin柏」の開催	・3回開催 ・第1回連絡会は勉強会とし、委員以外の教員にも公開	・3回開催 ・授業実践6回実施(小学校2校, 中学校4校)	・2回開催(書面開催) ・アンケートをもとに各委員へ情報提供	・3回開催(3回目は書面開催) ・「小・中・高等学校での消費者教育授業事例集」の発行(市内小・中・高校に配布)	・連絡会開催時以外での有用教材の提供 ・委員に幼稚園・保育園の保育者及び大学教員等を含む	3回開催 ・研修会(消費者教育全般) ・消費者教育授業の略案作成 ・消費者教育模擬授業の受講	3回開催 全教職員への周知徹底と、多様な周知方法(動画等)の活用
3	幼児・児童・生徒・保護者向け啓発リーフレット・ちらし等の作成・配布 (事故防止ハンドブック等)	未実施	啓発パンフ配布 (960部)	啓発パンフ配布 (992部)	啓発パンフ配布 (25部)	啓発パンフ配布 (103部)	各校・各園で年1回の配布	・各校・各園で年1回の配布 ・こども部啓発資料コーナーに配架依頼。(R3～, 年2回随時)	各校・各園で年1回以上の配布
4	新規 高等学校における消費者教育授業への支援や、出前講座等の実施							・市内高等学校に対する消費者教育関係調査の実施(現状、認識等の把握) ・出前講座2回	市内全高等学校に消費者教育が普及するよう、授業への支援や出前講座等の実施
5	修正 大学及び専門学校入学時ガイダンス等における消費者教育出前講座等の実施	未実施	未実施	1回開催	未実施	未実施	各校年1回の出前講座開催	市内大学及び専門学校に対する消費者教育関係調査の実施(現状、認識等の把握)	希望校への出前講座等の実施

【P24】 (2) 地域・家庭における消費者教育の推進

具体的な施策		策定時 (H29)	(H30)	(R元)	(R2)	(R3)	当初目標 (R4)	見込 (R4)	目標 (R7)
1	消費生活情報リーフレット「消費生活センターつうしん」、ホームページ、メール配信サービス、広報かしわ等による情報発信	「消費生活センターつうしん」の発行					4回以上	4回	4回以上
		4回	6回	5回	4回	5回			
		広報かしわ等への掲載					年1回特集ページ掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・HP: 随時最新情報更新 ・ミニコミ誌「ふれあい」8月号, 9月号 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報かしわ: 年1回特集ページ掲載 ・HP: 随時最新情報更新
	<ul style="list-style-type: none"> ・4/15号 1面 ・10/26柏市民新聞掲載 ・11/27千葉日報 掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・5/15号 1・2面 ・J:COM放映 	<ul style="list-style-type: none"> ・7/15号 1・2面 ・J:COM放映 ・2/1号 8面 商工かしわ 	<ul style="list-style-type: none"> ・5/1号 市政情報欄 ・5/15号 表紙1/4 ・3/1号 1・2面 					
		メール配信サービス等による情報発信					消費者トラブル注意報を月1~2回発信	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(12回) ・メール配信サービス(いくくるメール) R4から実施(随時) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ツイッターの活用 ・消費者トラブルニュースを月1~2回発信 ・メール配信サービス(いくくるメール)の活用 ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)
	<ul style="list-style-type: none"> ・メール配信適時発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ツイッターの活用 			<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(8回) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(12回) 			
2	消費者講座, 出前講座の開催(町会, サロン, 事業所等)	年21回 追加	40回	20回	15回	12回	40回	16回	40回
	①消費生活相談員等が講師のもの							10回(再掲)	
	②消費生活コーディネーターが講師のもの							6回	
③消費者団体が講師のもの									
3	消費生活コーディネーターによるチラシ等の配布, 地域活動件数	チラシ配布数					約45,000枚	25,000枚	約25,000枚
		約15,000枚	約24,000枚	22,021枚	9,786枚	8,472枚			
		地域活動件数					180件	150件	180件
	修正	118件	410件	369件	108件	104件			
4	障害者への消費者啓発	新規			3ヶ-ジ			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業所等での出前講座3回(再掲) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供12回(再掲) 	障害者通所施設や特別支援学校等での消費者啓発機会の確保・実施

【P25】 (3) 職域における消費者教育の推進

具体的な施策		策定時 (H29)	(H30)	(R元)	(R2)	(R3)	当初目標 (R4)	見込 (R4)	目標 (R7)
1	社員研修等への講師派遣	2事業者	2事業者	2事業者	4事業者	0事業者	5事業者	4事業者 (地域包括支援センター職員研修, 社会福祉協議会生活支援員研修, 地域包括支援センターケアマネージャー研修, 民間企業社員研修)	5事業者
2	社会人(従業者)向け啓発パンフレット・ポスター等の配布	2事業者	2事業者	2事業者	4事業者	0事業者	5事業者		5事業者
3	社会人(従業者)向け啓発DVDの貸出	0事業者	1事業者	0事業者	1事業者	0事業者	5事業者	0事業者	5事業者

2 消費者教育を担う人材の育成・効果的な情報発信機能の強化

【P26】 (1) 地域人材 (消費生活コーディネーターの育成・活動支援)

具体的な施策		策定時 (H29)	(H30)	(R元)	(R2)	(R3)	当初目標 (R4)	見込 (R4)	目標 (R7)
1	消費生活コーディネーターに対しての年10回の研修会で、消費者問題だけでなく地域・事業者等への啓発アプローチの手法及び関係団体との連携方法を学ぶ	36人	37人	38人	35人	35人	43人	R5年1月現在 38名委嘱	42人 (ふるさと協議会21×2名)
消費生活コーディネーター委嘱人数									
2	消費生活サポーターが消費生活コーディネーターの経験を生かした地域活動ができるように支援を図る	6人	8人	4人	10人	6人	15人	<ul style="list-style-type: none"> ・R5年1月現在登録人数8名(全員が元CN) ・任期の都合上2年毎に登録を依頼 ※サポーター要領の改訂(R2から懸案事項) ・実態調査を実施 	10人 制度の充実を図る
消費生活サポーター登録人数									

【P27】（２）消費生活相談員及び消費者教育相談員の育成

具体的な施策		策定時 (H29)	(H30)	(R元)	(R2)	(R3)	当初目標 (R4)	見込 (R4)	目標 (R7)
1	国民生活センターや都道府県等が開催する研修会への参加(内部研修含む)	13回	18回	17回	34回	22回	20回	25回 コロナ禍での配信研修が増加したため受講数増。国センDラーニング(無償)含む	30回 初任者研修等の充実を見込む

【P28】 (3) 学校教職員への動機付け及び実践への支援

具体的な施策		策定時 (H29)	(H30)	(R元)	(R2)	(R3)	当初目標 (R4)	見込 (R4)	目標 (R7)
1	「柏市消費者教育推進 連絡会」の開催	3回開催 連絡会の研修内容を全 教職員に周 知	3回開催 開催後に会 報を発行し、 各校に配布	3回開催 開催後に会 報を発行し、 各校に配布	2回開催 (書面開催)	3回開催(内 1回書面開 催) 開催後に会 報を発行し、 各校に配布	全教職員へ の周知徹 底、活用方 法の見直し	3回開催 ・研修会(消費者教 育全般) ・消費者教育授業 の略案作成 ・消費者教育模擬 授業の受講	3回開催 全教職員への周知 徹底と、多様な周知 方法(動画等)の活 用
2	「消費者教育授業実践 事例集」の作成	2年に1回発 行、消費者 教育ポータ ルサイトへの 掲載	H28・29年度 の活動につ いて事例集 を発行し、市 内全校に配 布	H30・R元年 度の活動事 例集原稿作 成。消費者 教育ポータ ルサイトの見 直し	H30・R元年 度の活動に ついて事例 集を発行し、 市内全校に 配布	R2・3年度の 活動につい て事例集を 発行し、市内 全校に配布	全教職員へ の周知徹 底、活用方 法の見直し	R5年度発行予定の 授業実践事例集に 掲載する授業の計 画・立案、実践へ向 けた研修を実施	R6・7年度の活動に ついて事例集を発 行し、市内全校に 配布

【P29】 (4) 消費者教育の効果的な情報発信機能の強化

具体的な施策	策定時 (H29)	(H30)	(R元)	(R2)	(R3)	当初目標 (R4)	見込 (R4)	目標 (R7)	
1 消費生活情報リーフレット「消費生活センターつうしん」、ホームページ、メール配信サービス、広報かしわ等による情報発信	「消費生活センターつうしん」の発行						4回以上	4回	4回以上
	4回	6回	5回	4回	5回	4回以上			
1 消費生活情報リーフレット「消費生活センターつうしん」、ホームページ、メール配信サービス、広報かしわ等による情報発信	広報かしわ等への掲載						年1回特集ページ掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・HP: 随時最新情報更新 ・ミニコミ誌「ふれあい」8月号, 9月号 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報かしわ: 年1回特集ページ掲載 ・HP: 随時最新情報更新
	<ul style="list-style-type: none"> ・4/15号 1面 ・10/26柏市民新聞掲載 ・11/27千葉日報 掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・5/15号 1・2面 ・J:COM放映 	<ul style="list-style-type: none"> ・7/15号 1・2面 ・J:COM放映 ・2/1号 8面 商工かしわ 	<ul style="list-style-type: none"> ・5/1号 市政情報欄 ・5/15号 表紙1/4 ・3/1号 1・2面 					
1 消費生活情報リーフレット「消費生活センターつうしん」、ホームページ、メール配信サービス、広報かしわ等による情報発信	メール配信サービス等による情報発信						消費者トラブル注意報を月1~2回発信	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(12回) ・メール配信サービス(いくくるメール) R4から実施(随時) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ツイッターの活用 ・消費者トラブルニュースを月1~2回発信 ・メール配信サービス(いくくるメール)の活用 ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回)
	<ul style="list-style-type: none"> ・メール配信 適時発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ツイッターの活用 ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(8回) ・朗読奉仕サークル(視覚障がい者向け)への情報提供(12回) 				<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター向け「消費者トラブルニュース」発信(12回) 			
2 消費者教育に関する教材(DVD等)の周知・貸出し	貸出21件	貸出14件	貸出 8件	貸出6件	貸出5件	貸出60件	<ul style="list-style-type: none"> ・DVDの貸出は今後も必要(講座等)であるが、最近では省庁が動画配信も行っており需要減も想定される 	貸出25件	
3 パネル展示等 (消費生活コーディネーターが企画するものを含む)							<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示3回 ・図書企画展示1回 	10回以上	
4 消費者月間の啓発 (毎年5月)							<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展 ・図書企画展示 ・ポスター掲示 ・電子掲示板 	効果的な情報発信 2種類以上	

3 多様な主体（行政・警察・地域団体・消費者団体・事業者等）との連携

【P29】 追加 (1) 消費者行政推進協議会

本市における市民の消費生活の安定及び向上を図るため、柏市消費者行政推進協議会（以下「協議会」という。）を設置している。

協議事項	(1) 消費者啓発及び消費者教育に関すること (2) 消費者団体に関すること (3) 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第2項各号に掲げる事務に関すること (4) その他消費者行政に関すること
委員定数	15人以内
任期	2年
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者 ・消費者団体に属する者 ・事業者・事業者団体に属する者 ・学識経験者 ・その他市長が必要と認める者

【P29】 修正 (1) ⇒ (2) 関係部署との連携

【P30】 修正 (2) ⇒ (3) 地域との連携

【P30】 修正 (3) ⇒ (4) 消費者団体との連携

【P31】 修正 (4) ⇒ (5) 事業者等との連携